

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称		京都府公立学校情報機器整備等基金	
基金設置法人名		京都府	
基金の額		今回造成額	5,363,475 千円
		造成完了時における残高	6,762,700 千円
		(うち国費相当額)	
		今回造成額	5,363,475 千円
		造成完了時における残高	6,762,700 千円
基金事業等の概要		府並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が行う、その設置する学校(学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)第2条第1項の学校をいう。)における学校教育の情報化の推進のために必要な情報通信機器その他の機器の整備等に要する経費の財源に充てるため、京都府公立学校情報機器整備基金を設置し、事業を実施する。	
その他の事項			